

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

(平成二十九年国土交通省告示第九百四十号)

(最終改正 令和三年国土交通省告示第四百五十一号)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第三条第十号の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等を次のように定める。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を指定する。

二 規則第三条第十号の国土交通大臣が定める期間は、令和八年三月三十一日までの期間とする。

三 規則第三条第十号の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、同号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。

イ 岩手県の区域のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域

ロ 宮城県の区域のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町の区域

ハ 福島県の全ての市町村の区域

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

附 則〔令和三年三月一二日国土交通省告示第一七一号〕

この告示は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則〔令和三年五月一九日国土交通省告示第四五一号〕

この告示は、災害対策基本法等の一部を改正する法律〔令和三年五月法律第三〇号〕の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。